

## 国税の納付はキャッシュレスで！～金融機関等へのお出かけ不要～

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付の他、さまざまな納付手段があります。

- ・**ダイレクト納付**（源泉所得税を納めている方など頻繁に納付手続をされる方にお勧め。）
- ・**振替納税**（申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方にお勧め。）
- ・**インターネットバンキング**
- ・**クレジットカード納付**（納付額に応じた手数料がかかります。）
- ・**スマホアプリ納付**



窓口に出向かずに納付ができる納付手段をお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付 『国税の納付手続き』を、個人の方には振替納税をお勧めいたします。ぜひこの機会にご利用の開始をお願いいたします。

国税の納税案内



## 『令和8年度 償却資産申告書』の提出について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械、装置、工具、器具、備品などで、原則、取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として申告が必要となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和8年1月1日現在の状況の申告をお願いいたします。

※該当する方には、令和7年12月上旬に「償却資産申告書」を送付しています。

初めて申告される方で、申告書がない場合は、役場税務会計課までお申出ください。

また、農作業に使うトラクタやコンバイン、土木作業や運搬作業に使うミニショベルカーやフォークリフトなどは特殊自動車に分類されており、**大きさや最高速度などの条件**によって、**軽自動車税の対象となる場合**があります。

特殊自動車の条件などについては、町ホームページをご覧いただくか、役場税務会計課までお問い合わせください。

申告期限：令和8年2月2日(月)

eLTAX(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)による電子申告もできます。



問合せ 税務会計課 課税担当 ☎ 66・3111 内線113

## 社会保険料控除のご案内

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や町県民税の申告等で社会保険料控除の一部として使用できます。1年間（1月1日～12月31日）の納付額が不明の場合、税務会計課窓口で納付金額確認書を交付いたします。なお、年金から特別徴収（天引き）されている方は年金保険者から送付される源泉徴収票をご確認ください。

申請者：原則として本人または同一世帯の方

必要なもの：運転免許証等の本人確認書類、代理人の場合は委任状

※令和7年分は2月2日から交付を予定していますが、それ以前に必要な方はご相談ください。

※納付金額について電話での回答はできませんのであらかじめご了承ください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎ 66・3111 内線115

## 令和7年度「税」に関する中学生の標語の表彰

秩父税務署管内国税モニター会では、次世代の担い手となる中学生に、税に関する理解と関心を高めてもらうため、今年度も中学生を対象に「税に関する標語」の募集を行いました。秩父税務署管内中学校13校より総数1,930点の応募があり、その中から、長瀬中学校の生徒が応募した標語2点が優秀作品に選ばれました。表彰は、11月の税を考える週間に行われました。【11月13日】



左から 新井さん 河内さん

標語	賞名	氏名	標語
長瀬町長賞	新井 浩陽(3年)	未来へと続く社会を支える税	
長瀬町教育長賞	河内 羽菜(2年)	支えあい税がつなぐよ笑顔の輪	